

(公印・契印省略)

総基料第23号
令和8年2月6日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮問に係る申請の補正について

令和8年1月20日付け諮問第3207号において諮問した電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可に係る申請について、NTT東日本株式会社（代表取締役社長 澁谷 直樹）より別添1のとおり同年2月3日付け東相制第000200000810号によって補正申請があった。

当該補正申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、諮問第3207号について、別添のとおり諮問書の内容を補正する。

(公印・契印省略)

諮問第3207号
令和8年1月20日
(令和8年2月6日補正)

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

NTT東日本株式会社（代表取締役社長 澁谷 直樹）及びNTT西日本株式会社（代表取締役社長 北村 亮太）から、令和8年1月16日付け東相制第000200000796号（同年2月3日付け東相制第000200000810号による補正申請を含む。）及び相制第155500000754号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請について審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとした。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。